

## ○京丹後市地域おこし協力隊員設置要綱

平成22年4月1日

告示第88号

改正 平成27年4月1日告示第88号

令和2年11月30日告示第221号

### (設置)

第1条 人口減少及び高齢化等の進行が著しい本市において、地域外の人材を本市に招致してその定着を図るとともに、若者等の定住及び地域の活性化等を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱(平成21年3月31日付総行応第38号総務事務次官通知)に基づき、京丹後市地域おこし協力隊員(以下「協力隊員」という。)を設置する。

### (任用)

第2条 協力隊員は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者のうちから、市長が任用する。

(1) 任用の日以後、速やかに本市の区域内に住所を定めること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 本市の区域内に住所を定める日の前の転出元の住所地が、離島振興法(昭和28年法律第72号)、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)又は沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)に規定する対象地域又は指定地域でない者(市長が、転出元の住所地での居住の実態がなく、第1条の規定に適合しないと判断した場合を除く。)

イ 本市以外の同一地域内において2年以上3年以内の協力隊員経験を有し、かつ、地域おこし協力隊の解任の日から1年以内の者(アに該当する者を除く。)

(3) 任用の日において18歳以上50歳未満の者であること。

(4) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者であること。

### (任期)

第3条 協力隊員の任期は、1年とする。ただし、3年を限度としてその任期を延長することができる。

### (身分)

第4条 協力隊員は、京丹後市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元

年10月4日京丹後市条例第48号。以下「条例」という。) 第2条第2号に定める職員とする。

(協力隊員の協力活動)

第5条 協力隊員の協力活動は、おおむね次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 地域行事、コミュニティ活動その他の地域おこしの支援活動
- (2) 市民活動団体の支援活動
- (3) 地域資源の発掘及び振興に関する支援活動
- (4) 農林水産業の支援活動
- (5) その他市長が必要と認める活動

(協力隊員の遵守事項)

第6条 協力隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 居住地及び協力活動地域における住民その他関係者との信頼関係の保持に努めること。
- (2) 任期中は、常に所在を明らかにしておくこと。
- (3) 協力活動時間外であっても本市内の行事、風習等の情報収集に努めること。
- (4) 健康で健全な生活を送るとともに、事故等の防止に努めること。
- (5) 身体の不調又は協力活動に影響を与える事態が発生した場合は、直ちに市長に届け出ること。

(報酬等)

第7条 協力隊員に支給する報酬及び費用弁償は、条例の規定により、市長が別に定めた額とする。

(日誌及び報告書)

第8条 協力隊員は、協力活動の状況について、その概要を協力活動日誌(様式第2号)に記録しなければならない。

2 協力隊員は、前項の協力活動日誌を添付の上、毎月10日までに前月分の協力活動内容を協力活動報告書(様式第3号)により市長に報告しなければならない。

(市の役割)

第9条 市長は、協力隊員の行う協力活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 協力隊員の行う協力活動に必要な住居、用具等の確保に関する支援
- (2) 協力隊員の年間協力活動計画の作成支援

- (3) 協力隊員の行う協力活動に関する総合調整
- (4) 協力隊員の配属先との調整及び住民への周知
- (5) 協力隊員の行う協力活動終了後の定住支援
- (6) 前各号に定めるもののほか、協力隊員の行う協力活動に関する必要な事項  
(庶務)

第10条 協力隊員に関する庶務は、協力隊員の協力活動に係る事務を所管する課等において処理する。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、協力隊員の協力活動に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に任用される協力隊員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則 (平成27年4月1日告示第88号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年11月30日告示第221号)

この告示は、令和2年11月30日から施行し、令和2年4月1日以後に任用された協力隊員に適用する。

様式第1号(第8条関係)

協 力 活 動 日 誌

京丹後市地域おこし協力隊員名

印

年 月 日	天 候
協力活動時間	
協力活動場所	
協 力 者	
使 用 資 機 材	
協力活動内容	
特記事項	

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

協 力 活 動 報 告 書

(あて先)京丹後市長

京丹後市地域おこし協力隊員名

印

協力活動報告年月	年 月 分	受入地域・団体名
年 月 日	業 務 内 容	
年 月 日	翌月の協力活動予定内容	
要 望、 意 見 等		

様式第1号（第8条関係）

様式第2号（第8条関係）